

第5章

環境にやさしい 安全・安心のまちづくり

【生活環境分野】



1 自然環境の保全

〔現状と課題〕

本市には、2つの国立公園（中部山岳国立公園・上信越高原国立公園）と3つの県立自然公園（白馬山麓県立自然公園・久比岐県立自然公園・親不知子不知県立自然公園）をはじめ、優れた自然風景地を有しているが、一方でごみの不法投棄や植物の不法採取などの自然環境を損なう行為が見受けられる。

このため、自然保護意識の普及啓発と自然とのふれあいの推進などにより、自然環境の保全に努めなければならない。

〔施策の体系〕

自然環境の保全	(1) 豊かな自然の保護・活用 (2) 自然とのふれあいの促進
---------	------------------------------------

〔施策の方向〕

自然環境の保全

(1) 豊かな自然の保護・活用

- 自然環境を保全するため、広報活動により国立公園等優れた自然風景地の保護に対する関心と理解を深めるとともに、自然と調和のとれた土地利用などに努める。
- 自然環境を損なう行為を防止するため、新潟県自然環境保護員制度の活用を図る。

(2) 自然とのふれあいの促進

- 自然の豊かさを体感してもらうため、観察会などにより自然とのふれあいを促進し、自然との共生についての市民意識の高揚に努める。



2 循環型社会の形成

〔現状と課題〕

近年の大量生産・消費・廃棄を伴う社会経済活動は、地球の環境に大きな負荷を与え、地球温暖化や資源の枯渇など、環境に対する影響の深刻さが強く認識され、ごみの減量化と再資源化に対する人々の関心が高まっている。

本市においては、分別収集の徹底と減量化に関する意識啓発などに努めてきた結果、ごみの排出量は減少しつつある。今後も、循環型社会の実現に向け、発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3R¹を基本に、市民や企業との協働によるごみの減量化・再資源化に積極的に取り組んでいくことが必要である。

本市の処理施設の現状は、ごみ処理施設では、「炭化システム」の導入により、廃棄物の再資源化が図られている。昭和50年から埋立てを開始した一般廃棄物の最終処分場では、今後も現在の排出量で推移すると、約20年後には新たな処分場が必要となるため、一層のごみ減量化による長期の利用に努める必要がある。

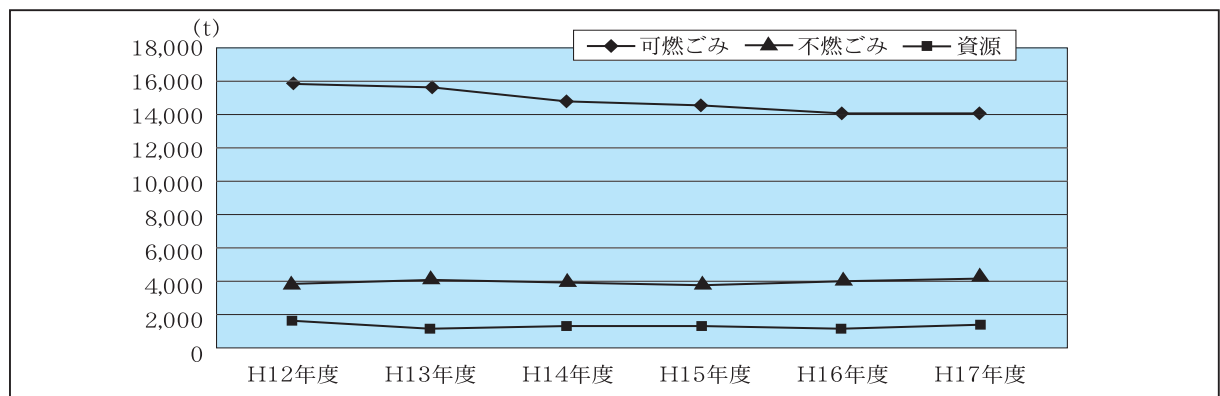
し尿処理施設については、公共下水道や浄化槽等の普及により処理量が減少していくため、施設の適正な維持管理と効率的な処理方法の検討が必要である。

また、新エネルギー利用では、風力発電設備、家庭用太陽光発電設備のほか、企業では、木質バイオマス発電設備等の導入も図られている。今後は、本市の自然特性や地域資源を活用した新エネルギーの利用を推進していかなければならない。

<ごみ処理量の状況>

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
可燃ごみ(t)	15,787	15,675	14,948	14,647	13,872	13,975
不燃ごみ(t)	1,422	1,047	1,140	1,163	1,000	1,281
資源物(t)	3,922	4,140	4,012	3,885	4,158	4,457
合計	21,131	20,862	20,100	19,695	19,030	19,713
排出量(g)(人/日)	1,081	1,077	1,046	1,035	1,012	1,063
内及び排出量(g)(人/日)	881	864	837	831	791	823

(資料：市民課)



<し尿処理施設の運転状況>

(単位：KI)

		H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
原料 処理量	生し尿	8,649	7,838	6,871	6,405	5,617	5,223
	浄化槽汚泥	8,419	8,462	7,608	6,747	6,625	5,871
	合計	17,068	16,300	14,479	13,152	12,242	11,094
施設運転日数		278	263	257	258	219	206

(資料：市民課)

※1 3R(アール)：次の3つの行動の頭文字「R」から、これらを総称する略語 ①Reduce(リデュース 発生抑制)；余分な物やごみが出る物は買わないこと、②Reuse(リユース 再利用)；買った物を使えなくなるまで使うこと、また、使ってくれる人へあげること、③Recycle(リサイクル 再生利用)；どうしても出てしまうごみを新しい製品に生まれ変わらせること

〔施策の体系〕

循環型社会の形成	(1) ごみの減量化とリサイクルの促進 (2) 環境保全型生活の促進 (3) 廃棄物等処理施設の適正管理 (4) 新エネルギーの推進
----------	---

〔施策の方向〕

循環型社会の形成

(1) ごみの減量化とリサイクルの促進

○ごみ減量化とリサイクルを促進するため、一般廃棄物処理計画を策定し、3R¹を基本に、市民の協力のもとに分別の徹底など適正な収集・処理を推進する。

また、ごみ収集の有料化や資源物の有効な収集方策等を検討し、資源循環型社会の形成に努める。

(2) 環境保全型生活の促進

○消費社会が環境へ与える負荷を軽減するため、環境基本計画を策定し、省エネルギーや環境に配慮したライフスタイルの普及・促進を図る。

(3) 廃棄物等処理施設の適正管理

ごみ処理施設

○ごみ処理施設の安定稼動に努め、施設の効率的かつ適正な維持管理を図る。

し尿処理施設

○公共下水道の普及により、年々し尿処理量が減少しているため、下水道処理施設へのし尿の直接投入など処理方法を検討し、処理量に応じた効率的で適正な施設の管理運営に努める。

一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場

○最終処分場の長期利用を図るため、廃棄物の減量化・再資源化を推進するとともに施設の適正管理に努める。

(4) 新エネルギーの推進

○地域特性に応じた新エネルギーの活用を図るため、施設の需要規模や経済性、普及啓発的要素などを勘案し、公共施設における導入などにより普及啓発に努める。

○クリーンエネルギー・省エネルギーの普及促進を図るため、一般家庭や中小事業者における新エネルギーの利用を促進するとともに、省エネルギー自動車の公用車への導入を進める。

※1 3R(アール) : P128参照

3 生活環境の充実

〔現状と課題〕

野焼きに伴う煙害や近隣騒音、水質汚濁、悪臭等、多種多様な生活環境に関する苦情が寄せられている。

市民意識は、おいしい空気や水のある快適な環境での生活を志向しており、今後も環境実態を把握し、安全で良好な生活環境の確保に努める必要がある。

また、火葬場は、昭和43年に建設された糸魚川火葬場（旧糸魚川市、旧青海町利用）と昭和53年に建設された能生火葬場があり、両施設とも老朽化が進んでおり、施設の改築が課題となっている。

〔施策の体系〕

生活環境の充実	(1) 環境の保全 (2) 火葬場の整備 (3) 公共用水域の水質保全
---------	---

〔施策の方向〕

生活環境の充実

(1) 環境の保全

- 快適な生活環境を保全するため、大気、水質、騒音、振動、悪臭などの実態を把握するとともに、環境保全に対する市民意識の高揚に努める。
- 事業活動や大規模な開発行為等による環境悪化を防ぐため、公害防止協定の締結等により、積極的な環境保全に努める。

(2) 火葬場の整備

- 2か所ある火葬場の老朽化に伴い、施設の建設位置や規模、機能等の整備方針を決定する。

(3) 公共用水域の水質保全

- 公共用水域の水質保全のため、下水道、浄化槽の整備を推進する。

4 克雪・利雪のまちづくり

〔現状と課題〕

本市の中山間地域は多雪地帯であり、積雪が市民生活や地域経済、社会活動に大きな影響を及ぼしている。とりわけ冬期間の交通の確保は、地域社会の安定を図る上で重要な課題となっている。

このため、今後とも道路除雪、融雪施設の整備など道路交通の確保をはじめ、地域ぐるみの克雪対策に力を入れるとともに、中山間地域や建物密集地域など状況に応じた冬期交通確保対策に努めなければならない。

また、高齢者世帯の増加に伴い、自宅から公道までの除雪や屋根雪処理が困難な世帯が増加しており、特に中山間地域における地域社会の安定を図る上での課題となっている。

〔施策の体系〕

克雪・利雪のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路除雪の充実 (2) 雪の利活用の推進 (3) 生活弱者への支援
-------------	---

〔施策の方向〕

克雪・利雪のまちづくり

(1) 道路除雪の充実

- 各路線の状況に応じた除雪を行うため、除雪機械の整備・更新を図るとともに、地下水・流水の調査や融雪施設の整備を推進する。
- 冬期間における交通の利便性を確保するため、道路整備に当たっては降雪時を考慮するとともに、山間地集落における幹線沿いの共同駐車場の整備支援など総合的な冬期交通確保対策を推進する。

(2) 雪の利活用の推進

- 冬期間の入込客の増加や市民の健康増進を図るため、スキー場などの雪を活用した施設の充実や雪を利活用したイベントやレクリエーションなどによる健康づくり運動を促進する。

(3) 生活弱者への支援

- だれもが住み慣れた地域で暮らせるようにするため、各集落や各地区における助け合いによる共同除雪体制の促進を図るとともに、自力での除雪が著しく困難な世帯への除雪支援を推進する。
- 克雪住宅の建設を促進するため、克雪融資制度の普及に努める。

5 美しいまち並み・景観の整備

〔現状と課題〕

ごみの散乱や不法投棄を未然に防ぐため、環境美化推進条例を制定し、啓発看板の設置や広報等により市民への啓発活動や定期的な環境パトロールなどを行っているが、不法投棄は減少しておらず、美しいまちづくりを目指す大きな課題となっている。

地域環境デーや地域一斉海岸清掃、各地区での側溝清掃や地域内清掃活動などを実施し、環境美化に努めているが、今後とも、市民及び企業に対し環境美化の意識向上を図る必要がある。

本市は、多様で長い海岸線と中小の急流河川が多く、それらの整備には波浪への対策と治水事業などの災害対策が中心となっている。しかし、近年ではうるおいのある生活環境の形成に対する市民ニーズが高まっており、水と親しむことができる海岸環境整備と河川環境の保全整備を図ることが求められている。

〔施策の体系〕

美しいまち並み・景観の整備	(1) 環境美化の推進 (2) 親水施設の整備
---------------	----------------------------

〔施策の方向〕

美しいまち並み・景観の整備

(1) 環境美化の推進

- 美しいまちづくりを推進するため、市民やコミュニティ団体と協働して花いっぱい運動を推進するとともに、市民参画による推進体制の確立を図る。
- 清潔で美しいまちづくりを目指し、市民による環境美化活動を支援するとともに、環境パトロールや広報・看板等による啓発活動を実施するなど、市民と連携・協働し、快適な環境づくりを推進する。
- ごみの減量やごみ集積所設置に対する支援策を講ずるなど市民・事業者と協働し、生活環境の保全に努める。

(2) 親水施設の整備

- うるおいのある生活環境の形成を図るため、河川、水路、海岸などの親水性の向上と、豊かな水辺空間の形成を推進する。

◇ 主要事業一覧 (環境の保全と資源循環型社会の形成)

No.	事業名	概要
1	環境美化推進事業	ごみ集積施設設置補助、不法投棄防止パトロール
2	一般廃棄物処理基本計画策定事業	計画策定
3	ごみ減量対策推進事業	生ごみ処理機及び生ごみ密封容器購入助成
4	塵芥収集運搬事業	収集運搬委託
5	リサイクル事業	処理委託
6	PCB廃棄物処理事業	処理委託
7	一般廃棄物最終処分場覆土整地事業	大野埋立地覆土
8	し尿処理施設修繕事業	設備、機器補修
9	し尿収集運搬事業	収集運搬委託
10	ごみ処理施設精密機能検査事業	精密機能検査
11	ごみ処理施設運転管理事業	運営管理
12	新エネルギー導入促進事業	太陽光発電設備補助、太陽熱利用温水器補助
13	環境基本計画策定事業	アンケート調査、計画策定
14	環境実態監視調査事業	大気データ分析、各種実態調査
15	火葬場整備事業	整備方針検討、用地買収
16	融雪施設整備事業	消雪パイプ整備
17	除雪機械購入事業	小型除雪機、除雪ドーザー、ロータリー除雪車等の購入
18	中山間地冬期集落共同駐車場整備事業	駐車場整備補助
19	克雪地域づくり除雪機貸与事業	地区への小型除雪機貸与
20	克雪住宅整備資金貸付事業	資金融資
21	花いっぱい推進事業	花いっぱいの会補助
22	河川排水路改修事業 <再掲>	河川整備
23	雨水幹線整備事業《特別会計》<再掲>	蓮台寺2号、奴奈川、田沢ほか

第2節 安全・安心のまちづくり

1 防災・危機管理の推進

〔現状と課題〕

本市は、脆弱な地質と急峻な地形のため、水害や地すべりなどの危険箇所が多く、加えて高波災害や焼山による火山災害の危険性も抱えており、過去には様々な災害に見舞われてきた。また、自然災害などのほか、化学工場地域における災害や社会情勢の変化に伴い新たに発生が危惧される危機事象への対応が求められている。

これらの災害などから、市民の生命や財産を守るため、迅速かつ的確に対応できる防災・危機管理体制づくりと日常の備えが大切である。

＜主な災害の発生状況＞

平成18年4月1日現在

種類	災害名	概要	発生日	地域
波浪災害	高潮災害	低気圧（台湾坊主）	S45.7.31	全域
火山災害	焼山火山災害	水蒸気爆発	S49.7.28	糸魚川
土砂災害	玉ノ木地すべり災害	地すべり	S60.2.25	青海
雪害	柵口地区雪崩	表層雪崩	S61.1.26	能生
水害	7.11水害	集中豪雨による河川氾濫	H7.7.11	糸魚川
土石流災害	蒲原沢土石流災害	集中豪雨による土石流	H8.12.6	糸魚川
海上災害	ナホトカ号重油流出	流出した重油の漂着	H9.1.18	全域

（資料：消防本部）

〔施策の体系〕

防災・危機管理の推進

- （1）災害に強いまちづくりの推進
- （2）国民保護措置の推進

〔施策の方向〕

防災・危機管理の推進

（1）災害に強いまちづくりの推進

- 広範にわたる市域の中で、風水害、地震、津波、火山、化学工場災害等、多様な災害に対応するため、「地域防災計画」に基づいた避難場所などの確保・整備をはじめ、防災体制の整備と防災対策の充実に努め、柔軟かつ的確に対応できる体制づくりを進める。
- 市民相互が支え合うまちづくりのため、自主防災組織の育成やハザードマップ¹等により、地域ぐるみの防災意識の醸成に努める。
- 住民への情報伝達と応急災害対策を迅速・的確に実施するため、通信設備の高度化・多ルート化を図り、災害に強い情報ネットワークの構築を図る。

※1 ハザードマップ：各種災害の危険箇所や避難所などを表示した地図

(2) 国民保護措置の推進

○国民保護法などが想定する危機に対応するため、国民保護計画・避難要領の策定と市民への周知・啓発に努める。



2 消防救急体制の充実

〔現状と課題〕

近年、火災等の災害は、社会環境の変化や高齢化による災害弱者の増加により、複雑多様化の傾向を強めるとともに、予測し難い災害の潜在的危険性が增大している。

このため、地域と一体になった火災等の発生予防、消防体制の強化及び迅速で的確な消防活動が求められている。

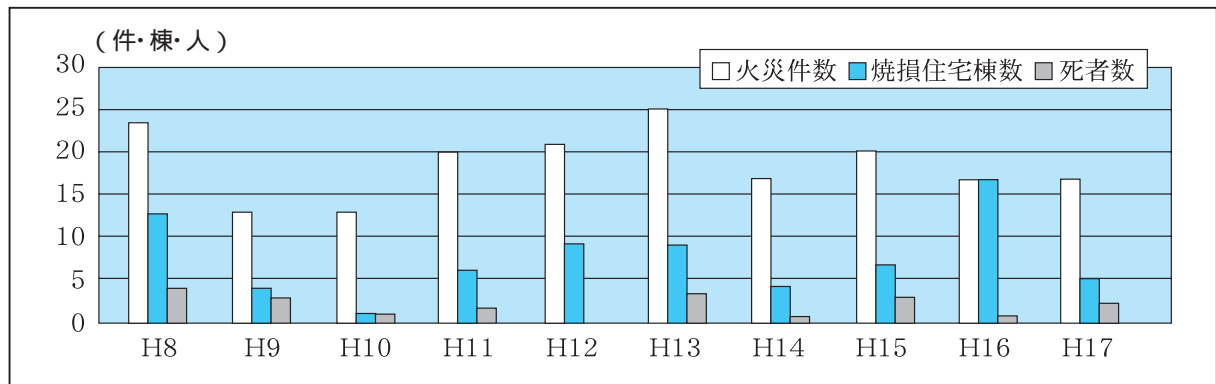
また、交通事故や急病などによる救急救助出動は増加傾向にあり、救命率の向上と機動的な救急救助活動が求められている。

さらに、広い市域内における事故等に迅速に対応するため、広域的な消防応援体制を強化していく必要がある。

<火災発生状況の推移>

	H 8年度	H 9年度	H 10年度	H 11年度	H 12年度	H 13年度	H 14年度	H 15年度	H 16年度	H 17年度
件数(件)	23	13	13	20	21	25	17	20	17	17
焼損住宅(棟)	13	4	1	6	9	9	4	7	17	5
死者(人)	4	3	1	2	0	3	1	3	1	2

(資料：消防本部)

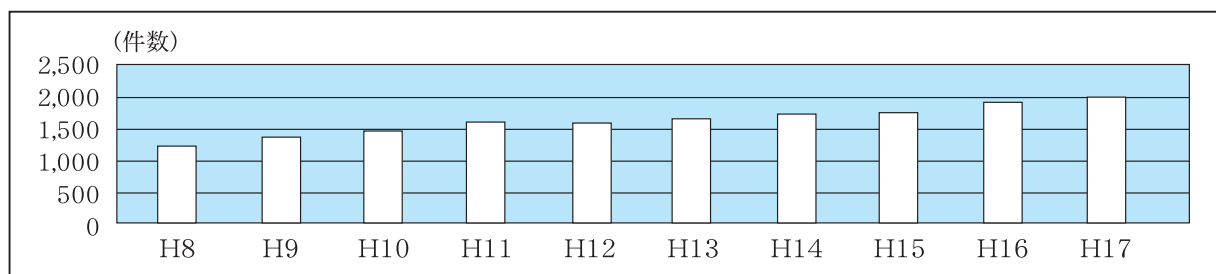


(資料：消防本部)

<救急出動状況の推移>

(単位：件)

	H 8年度	H 9年度	H 10年度	H 11年度	H 12年度	H 13年度	H 14年度	H 15年度	H 16年度	H 17年度
件数	1,298	1,399	1,481	1,654	1,612	1,715	1,739	1,773	1,919	2,009



〔施策の体系〕

消防救急体制の充実	(1) 火災予防対策の推進 (2) 消防力の強化 (3) 応急手当の普及 (4) 救急体制の高度化
-----------	--

〔施策の方向〕

消防救急体制の充実

(1) 火災予防対策の推進

○火災予防対策を推進するため、住宅火災警報器の普及をはじめ、火災予防のための広報・普及啓発に取り組み、市民の一層の防火意識の高揚に努める。

(2) 消防力の強化

○国が検討する「市町村の消防広域化の推進」の動向や過去の災害の教訓を踏まえ、地域の特性に応じた消防防災活動を推進するため、必要な人員及び施設・設備を効率的・効果的に配置・整備し、消防力の強化を図る。

○消防団の充実強化を図るため、消防団の組織体制の整備、施設・装備の充実及び団員の確保に努める。

(3) 応急手当の普及

○応急手当の知識・技術の普及を図るため、様々な市民団体における応急手当指導員及び応急手当普及員の育成を図るとともに、小中学校や高等学校と連携し、児童生徒に対する知識・技術の普及に努める。

○心肺停止傷病者の救命率向上を図るため、公共施設へ配備したAED¹（自動体外式除細動器）の取り扱い方法の周知を図るとともに、事業所等への設置を促進する。

(4) 救急体制の高度化

○救急体制の高度化を図るため、高規格救急車²及び高度救命処置用資機材³の配備を推進するとともに、救急救命センター⁴等の医療機関との連携強化に努め、救急体制の高度化を図る。また、全救急隊に救急救命士⁵の配置を行うなど高度技術を持った救急隊員を養成する。

※1 A E D：電気ショックが必要な心臓の状態を自動的に判断し、心臓に電気ショックを与えることができる機器

※2 高規格救急車：救急救命士が高度な救命処置が行えるように、広いスペースと高度救命処置用資機材を積載した救急車

※3 高度救命処置用資機材：高度な救命処置を行うための資機材（気道確保用資機材、AED、輸液用資機材、心電計及び心電図伝送受信装置等）

※4 救急救命センター：上越圏域では基幹病院である新潟県立中央病院

3 防犯・交通安全対策の充実

〔現状と課題〕

核家族化、都市化、高齢化等により地域社会の持つ犯罪抑止機能が低下する一方、犯罪の広域化、悪質化が一層加速し、子どもや高齢者などより弱い立場の人が被害となる傾向が強くなっている。

こうした中、警察、行政、地域防犯団体等で構成する糸魚川市防犯組合連合会が中心となり、防犯意識の向上や防犯パトロール等地域防犯活動の取り組みを進めている。

今後、より進展する情報化社会の中で、犯罪のない安全で安心な住みよい社会の実現に向け、警察署など防犯関係機関との連携を一層強めるとともに、学校、職場や家庭など地域ぐるみで犯罪防止活動を進めていくことが必要である。

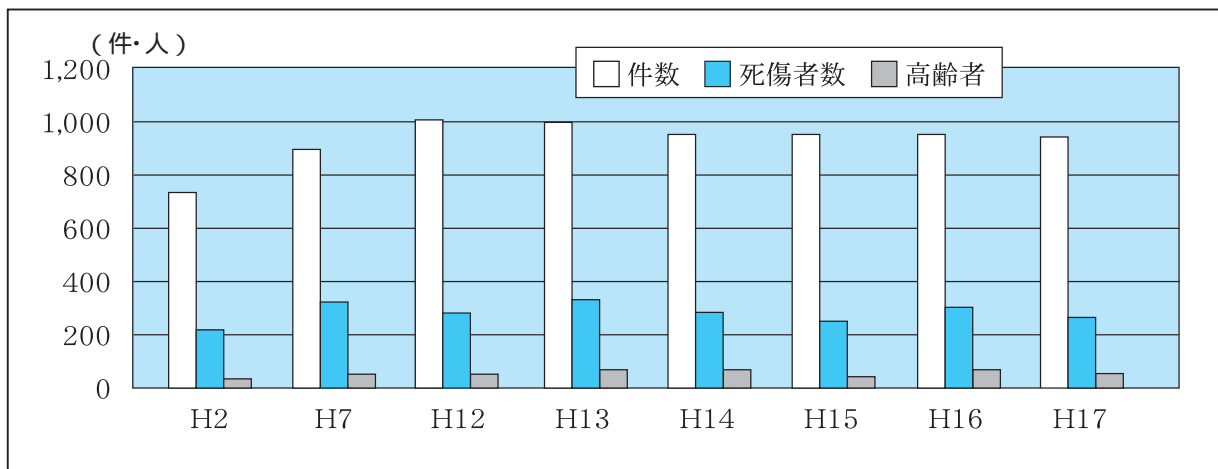
交通安全対策においては、運転免許保有者数は年々増加を続け、交通量も増大する中、市内の交通事故は、発生件数、負傷者数ともに横ばい傾向にある。一方、管内の死亡事故は国道8号で多発しており、高齢者の事故（被害・加害）の割合が増えてきている。

今後も、高齢者の増加に伴い、高齢者による交通事故（被害・加害）の増加が懸念されており、高齢者への交通安全意識の高揚と安全思想のより一層の普及に努めるとともに、交通安全関係機関・団体と連携を取りながら、交通安全に対する広報・啓発・安全教育及び道路交通環境施設の整備を図り、総合的な交通安全対策を推進する必要がある。

<交通事故発生件数の推移>

各年12月31日現在（単位：件、人）

	交通事故 件数	死傷者数			死傷者数の内高齢者数		
		総数	死者数	傷者数	総数	死者数	傷者数
H2年	762	217	8	209	29	5	24
H7年	920	335	2	333	45	0	45
H12年	1,008	287	6	281	46	2	44
H13年	998	341	10	331	63	2	61
H14年	931	291	6	285	60	4	56
H15年	926	234	6	228	49	2	47
H16年	936	306	7	299	61	2	59
H17年	923	272	8	264	50	5	45



〔施策の体系〕

防犯・交通安全対策の充実	(1) 防犯活動の推進 (2) 交通安全対策の推進
--------------	------------------------------

〔施策の方向〕

防犯・交通安全対策の充実

(1) 防犯活動の推進

○多様化する犯罪抑止のため、糸魚川市防犯組合連合会を核として、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、地域防犯団体や警察署、学校等と連携を図りながら、地域住民による通学路等の防犯パトロールや不審者対策など、地域の安全を地域みんなで守る活動を展開し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進する。

(2) 交通安全対策の推進

○交通事故防止のため、交通安全運動、交通安全思想の普及啓発、道路交通環境の整備等について、警察や交通安全協会など関係機関・団体と連携し、交通情勢の変化に対応した交通安全対策を推進する。



4 消費者保護の推進

〔現状と課題〕

急速な情報通信技術の進展と、流通経路の再編などによる商業・販売形態の激変により、家に居ながらにしてあらゆる商品が手に入り、カード1枚で簡単に支払いや借入れができるなど、消費者に向けられるサービス形態は飛躍的に便利になった。一方、それらの盲点を利用した悪質犯罪行為により消費者がトラブルに巻き込まれるなど、便利さと危険が隣り合わせの状況である。

また、高齢化に伴い、一人暮らしの高齢者など社会的弱者を狙った悪質な詐欺行為も増加している。

このことから、更に悪質化しているトラブルに対応するため、消費者に対する迅速な情報提供と啓発に取り組み、消費者自らがトラブルを防止するとともに、被害に遭った消費者の相談と事後対策を行い、二度と被害に遭わないフォローアップ体制を構築していかなければならない。

〔施策の体系〕

消費者保護の推進	(1) 自らを守る消費者の育成 (2) 消費者保護体制の充実
----------	-----------------------------------

〔施策の方向〕

消費者保護の推進

(1) 自らを守る消費者の育成

○消費者が、複雑化、悪質化する消費トラブルや詐欺行為に遭遇しないため、また、万が一遭遇した場合に自らの初期対応で被害をより小さいものに押えられるよう、最新で有益な情報と対応策を、ホームページ、広報紙、市内巡回、出前講座など様々な方法で周知、啓発を図り、賢い消費者の育成に努める。

(2) 消費者保護体制の充実

○より多様化複雑化する消費生活に関する相談内容に対応するため、県消費生活センターや消費者協会等と連携し、相談窓口の充実を図る。

○一人暮らしの高齢者が何度も被害に遭うケースが多くなり相談件数も急増していることから、それら被害を未然に防ぐため、被害を受けたことのある市民への定期的な連絡や巡回体制、地域社会による見守り体制の構築を図る。

◇ 主要事業一覧 (安全・安心のまちづくり)

No.	事業名	概要
1	自主防災組織育成事業	設立、育成の支援
2	防災啓発事業	防災マップ等の作成
3	防災備蓄品整備事業	防災資機材、食糧等の備蓄
4	国民保護措置の体制整備	国民保護計画・避難要領の作成
5	防災行政無線(同報系)整備事業	防災行政無線整備
6	消防・救急無線整備事業	デジタル化調査
7	消防団無線整備事業	デジタル化、車載無線等の整備
8	消防団防災機器整備事業	防災資機材一式、個人装備品一式
9	消防団格納庫整備事業	新築及び修繕
10	消防団積載車等整備事業	小型ポンプ積載車更新
11	消火栓整備事業	消火栓の整備
12	防火水槽整備事業	防火水槽の整備
13	消防車両整備事業	消防車両の更新
14	除細動器(AED)普及促進事業	AEDの取扱講習等
15	消防庁舎建設事業	能生分署建設
16	救助資機材整備事業	高機能資機材の増強及び更新
17	救急業務高度化整備事業	高規格救急車の更新、高度救命用資機材等
18	防犯事業	糸魚川市防犯組合連合会負担金
19	交通安全施設整備事業	ガードレール、区画線、道路照明等
20	交通安全啓発事業	指導員報酬、費用弁償等
21	乳幼児交通安全対策事業	チャイルドシート購入補助
22	かしこい消費者育成事業	消費者相談、啓発事業委託